

Title	江戸の名主について
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.4 (1923. 11) ,p.1(465)- 36(500)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學 第貳卷 第四號 大正十二年十一月

江戸の名主について

- (一) 江戸と御府内 武家地・寺社地・町地 江戸の町數と人口 町奉行・町年寄・名主
- (二) 名主支配 組合持 月行事持 名主の員數
- (三) 名主の起原 名主の等級
- (四) 名主の職務 (一) 御觸申渡の傳達 (二) 人別改 (三) 火の元取締 職權の濫用
- (五) 名主の世襲 退役及び繼承の手續 名主役の賣買 見立名主 支配離
- (六) 名主の役料 名主の待遇 名主の賞罰
- (七) 名主の番組別
- (八) 名主の掛役 (一) 肝煎 (二) 世話掛 (三) 市中取締掛 (四) 諸色掛

江戸の名主について (幸田)

(一) 江戸と御府内 武家地・寺社地・町地 江戸の町數と人口 町奉行

町年寄・名主

江戸は天正十八年徳川家康の入國以來著しく膨脹したとは誰もいふが、然らば元祿時代の江戸の境界は何様であつたか、享保は何様であつたか、寛政は何様であつたか、それらの境界の伸縮を知りたいといつても、たゞ各時代の地圖によつて江戸の廣大なるを漠然と承知するだけで、市在の境界を明瞭に記入した地圖は未だ曾て見たことが無い。又舊幕時代には江戸と同じ意味に御府内といふ言葉が用ひられて居る、幕府で編修した江戸の地理書に御府内備考と題するものがある。併し御府内の範圍は何様かといふと、之は當時既に疑義があつて、度々評議に上り、天保元年(一八三〇年)に「別紙繪圖面朱引内を御府内と相心得候様」にと極まつたが、肝要の繪圖面が禁令考や雜誌江戸には此の本文に添つて居無い、併し辛にその繪圖が江戸會誌に載つてゐるので大體は知れる。それによると天保頃の江戸は却つて現在の東京より廣いと申して宜しい位です。(一)

此の廣大な江戸の地目を所有者若しくは居住者の側から分けると、武家地・寺社地・町地の三となる。其の中一番多く面積を占めてゐるのが武家地で、江戸全體を十と見れば、武家地は六で、寺社地と町地とが各二、尤も町地の方が少し寺社地より廣かつたといふことです。(一)

武家地に居る者は武家が支配する。大名屋敷の仲間部屋で大博奕があつても、町奉行配下の役人が屋敷に無斷で踏込んで召捕ることは出來ない。但し、拜領地・被下地(クダサレチ)の如きはもと幕府の所有地であ

り、又請負地・助成地・何々屋敷・何々付屋敷の如きは、現在幕府の所有地ですが、是等の土地に住んで居るのは皆町人ですから、町地の中に數へて、其の住民は町奉行支配です。又寺社地に居る者には寺社奉行の支配に屬する分と、勘定奉行の支配に屬する分との二つがある。神官僧侶は前者の支配、寺社門前地に住する町人は後者の支配でしたが、延享二年（一七四五年）に寺社門前地の町屋は残らず町奉行の支配に移つた。^(三) それから町地に居る者は全部町奉行の支配ですが、町並地マチナミチといつて、後世になつてから町方に編入せられた山手・下町シタマチの邊鄙な町々は、町奉行並びに代官の兩支配で、住民は前者で支配しますが、年貢は後者の手で徴収します。本來江戸にしろ、大阪にしろ、幕府直轄の大きな都市は皆地子錢を免除されてゐるのですが、町並地はもと年貢を出した土地ですから、町方に加入しても矢張年貢を代官に納めねばならなかつた。代官は申すまでもなく勘定奉行の支配です。要するに御府内は三奉行の支配が入組んで居ると申しても宜しい。

町奉行の支配する江戸の町人の人口とそれ等の住する町數とを調べて見ると、正徳三年（一七一四年）九百三十三町、享保十年（一七二五年）千六百七十二町、五十三萬七千五百三十人、寛政四年（一七九二年）千六百八十九ヶ所、四十八萬千六百六十九人、天保十四年（一八四三年）千五百三十七町、五十五萬三千二百五十七人とあります。^(四) 正徳三年は生憎人口が不明です。又寛政の調に町の字を用ひずして所の字を用ひたのは、姑く原本によつたので、町人の住所は必ずしも何町と町の字のつく分には限りませんから、寧ろ所といふ方が正確です。町鑑の類を見ると、何町の外に、何寺門前・何屋敷・何町代地・何拜借地・何上納地・何新道・何裏河岸などと色々の地目がある、又一町の中でも南側北側と

項を別にして記してある所もある、假令何町といはずとも、是等の地目をすべて町として數へたか、或者は一町として數へ、或者は元町モトへ合して數へたか、一町を南側北側と分けてある分の如きは何様數へたか、町數を擧げてある史料には内譯の町名を記さず、町鑑の類には地名のみを擧げて統計を示さず、實は甚だ不明瞭です。

千六百町五十萬人といふ大きな團體を何様して統御したかといふに、上には町奉行、下には名主、其の中間に町年寄がゐて、甘く上下の連絡をとつた。町奉行は二人——時三人のこともあつたが——南北に分れ、南町奉行所は數寄屋橋内に、北町奉行所は吳服橋内にある。配下に與力・同心がゐて事務を執るが、與力は二十五騎づゝ、同心は五十人づゝで、同心の數は安政六年（一八五九年）に百四十人づゝに殖えた。町年寄は樽屋（樽氏）・奈良屋（館氏）・喜多村三軒の世襲で、樽屋は本町二丁目、奈良屋は本町一丁目、喜多村は本町三丁目に住し、いづれも數ヶ所の屋敷を拜領し、其の地代で立派な生活をしてゐた。身分は町人であるが、評定所や町奉行所に出る時には帶刀で、先づ半官半民と稱すべきである。それから名主は一町乃至十數町を支配し、江戸全體で二百名以上もある。支配町々の公務及び町用を擔任し、一切他の業務を兼ねぬ代りに、町々から名主役料を集め、純然たる町人でありながら玄關付の家に住み、且役儀を子孫に傳へ得る特權を有してゐた。本篇の眼目は實に此の名主についての研究にあるのです。

(二) 御府内と唱候場所之事(徳川禁令考第五帙四二九頁)江戸會誌第一卷四冊

(二) 江戸の自治制 一八・二四・二六頁

(三) 延享二丑年閏十二月申渡(正事集第二十九)

(四) 江戸會雜誌 第一冊及び第二冊

(二) 名主支配 組合持 月行事持 名主の員數

江戸の行政組織が町奉行・町年寄・名主の三段に立つてゐるやうに、大阪でも町奉行・惣年寄・年寄の三段に立つてゐる。即ち江戸の町年寄は大阪の惣年寄に、又江戸の名主は大阪の年寄に相當する。尤も大阪では一町に一人の年寄—京都も同様—ですが、江戸は一町一人の名主は極めて稀で、通例四五町乃至七八町を名主一人で支配する、多いのになると十五町二十町といふものもある。それから支配の町敷は何町あつても、通例それらか相接して一團を爲して居るが、中には飛離れてゐるものもある。之は或場所が御用地となり、其の代地を賜はる場合、又は名主の精勤を賞して増支配マシシハイ上から命すれば増支配、下から願へば附支配一を命ぜられる場合などに起る。併し支配町々が分裂して居るのは實際執務上に不便ですから、代地だけが附近の名主に支配替をしたり、又名主の方から遠隔な増支配を御免被つた例がある。三番組淺草新鳥越町名主兵藏が神田松枝町の増支配を辭した事實を後文に擧げて置きました。名主支配の町敷がどうして斯様に多寡大小色々になつたかについては、説明を與へたものを見ません。天保十四年大阪西町奉行久須美佐渡守祐明から江戸の市政について種々の質問を發し、其の一箇條として、支配町のことを尋ねたに對し、南町奉行鳥居甲斐守忠耀の返書中に「支配町之儀は往古之支配にて、町敷の儀は取極候儀無レ之」(一)とある奉で、最初名主が出來た時の事情によるも

のといふより外はありません。さうして一旦支配町々が定まつた上は、特殊の事清によるものの外は之を變へなかつたといへます。

名主支配の町敷は一町にしろ十敷町にしろ、毎町その全部を支配するのが本則ですが、時としては一町が二つに分れ、一部は甲名主、一部は乙名主に屬することがある。二番組岩代町が、葛屋町附の分と堺町附の分とによつて名主を異にし、又同組新和泉町が、北側と南側とによつて名主を異にしてゐる類です。斯様の類を入合支配(イリアヒ)と申します。それから立合支配(タチアヒ)といつて一つの町を組合の違つた名主二人で支配することもある。例へば猿若町一丁目を三番組淺草茅町一丁目名主彌兵衛七番組靈岸島濱町名主太一郎の兩名で支配するやうな類ですが、入合支配も立合支配もさう澤山はありません。又御預支配といふ言葉があります、之は暫時の間其の町の支配を名主某に預けるといふ意味です。

元來名主があつた所、それが退轉して差當り跡を襲ぎものが無い時には、名合持(クミアヒ)といつて、當分其の組合の名主共で世話をする。多分月番に世話をしたこと、考へますが、組合が大きい場合には、名主の缺けてゐる町々の附近の名主が世話をするのが、實際上便利です。そこで組合名主中の二名で一町を年番又は月番に受持つてゐるものある、五番組南傳馬町一丁目は同名の名主二名が年番で勤め、同南傳馬町三丁目新道は右兩名で月番に勤めてゐる、之を年番持又月番持といひます。是等は組合持の變體と見て宜しからう。組合持の制度は何時から始まつたか。天明五年(一七八五年)五月の申渡に名主の仲絶した場合、從前は月行事が御用向を勤めたとありますから、組合持といふことは天明五年若しくはその後の制度かと考へられます。

普通に月行事持といふのは最初から名主が無い場所で、寺社門前地・拜領屋敷の類は多分月行事持です。是等の場所は住居の町人も少く、名主の役料を負擔するのが難澁であるといふ所から、月行事をして名主の事務を取らしめたものらしい。一番組神田松枝町は奥醫師其の他の拜領地で、享保以来月行事持であつた所、天保十三年に至り、三番組淺草新鳥越町名主兵藏に當分増支配を命ぜられ、役料として金六兩二分を差出すこととなつた。それでは名主給分其の他の諸入用を新に同町に於て負担するのみならず、同町は兵藏の住所と掛隔り、用便も悪しく、萬端不都合であるから、舊の通行月事持にせられたいと、翌年になつて拜領者から町奉行へ内談があつた。(二)此の事實は月行事持が經濟上の點から起つたことを能く裏書するものといへやう。但し、町奉行所側では昨年名主附を命じたばかりで、直ちに之を廢しては威嚴にも關するので、握潰の有様でしたが、弘化三年(一八四六年)に至り兵藏の方から御免願を出して結局がつきました。

天明五年五月前々名主ありしも當時中絶の分六十五町に對し、又同年六月前々より名主なき分四十町に對し、双方とも現在は月行事にて御用向を勤めて居るが、名主が無くては取締に宜しからぬ故、新に名主を見立てて願出づるか、又は、近邊の名主に支配付を願ふやうに致せと、町年寄の役所で申渡してゐます(三)それから天保十四年五月の調には、組合持の分四十三町、月行事持の分八十二町とあります(四)要するに江戸の町々全體を名主支配の下に置くのが、町奉行所の方針であつたのですが、事實に於てはそれと反対に、名主支配が組合持或は月行事持となり、又組合持が月行事持となつた例が少くありません。かやうに組合持・月行事持の町數が時代につれて變化があると同時に、名主

の員數も變化がある、決して一定では無い。享保七年(一七二一年)名主惣人員一番組より十七番組まで二百六十三人、寛政二年(一七九〇年)一番組より廿一番組まで二百五十二人、天保二年(一八三一年)一番組より二十一番組まで及び番外二組にて二百四十六人ゐました。(五)

(一) 名主役勤方自身番屋等之儀に付調(市中取締類集名主取締之部二)

(二) 奥醫師其外拜領地家主月行事持之處名主支配付之儀に付内談書(同名主取締之部四)

淺草新島越町名主兵藏増支配神田松ヶ枝町御免願(同名主取締之部六)

(三) 天明五己年五月八日同六月十一日申渡(同名主取締之部五)

(四) 名主支配跡並月行事持場所密々取調申上候書付(同名主取締之部三)

(五) 一組互に吟味可仕品々(正事集第十八)

寛政二戌年十月六日申渡(正事集第六十八)

御撰之名主共風聞承候趣申上候書付 三廻(市中取締類集名主取締之部二)

(三) 名主の起原 名主の等級

市中取締掛熊井理左衛門外二名の書上(一)十月廿三日とのみに、名主の起原を五種に分けてゐる。それによると(一)家康が入國せぬ以前に於て村又は宿の町役を勤めてゐたもの、(二)江戸の町割が出来た後に幕府の御用達となり、町屋敷を拜領し、其の町の名主役を兼勤したもの、(三)元來は浪人であつたが、町割が出来た後、自分の住んで居る町の名主役を勤めたもの、(四)正徳三年(一七一三年)まで代官一手支配の村方で、名主役を勤めてゐた關係から、同年町方支配となつても引續き名主役を勤め

たもの、(五)寛永度以降新開地の開發人で、其の場所の名主役を勤めたもの等となる。従つて名主中苗字を名乗り、帶刀を爲るものもあれば、帶刀もせず、苗字を名乗らぬもあつて、區々の所、寛文八年(一六六八年)町人帶刀停止の令が出てから、名主役だけを勤むるものは帶刀せず、御用達を兼ねるものには苗字を許され、其の御用筋に限り帶刀することとなつたとあります。

普通は名主を分つて草創^{クサワケ}名主・古町^{コチヤウ}名主・平^{ヒラ}名主・門前名主の四種とします。(二) この分類は名主の起原を語るもので、熊井説の(一)に當るもののが即ち草創名主です。元來二十九人あつたが、天保十三年までに五軒を減じた。流石に草創といふ位で、名主の氏名と彼等が住んで居る町名と同一のものが多
い。(三) 浅草平右衛門町の名主村田平右衛門、神田佐柄木町の名主佐柄木忠次郎、五郎兵衛町の名主中野五郎兵衛、兼房町の名主兼房平十郎、村松町の名主村松源六の如きは皆草創名主です。古町とは三代將軍頃までの町々をいふとありますから、古町名主は熊井説の(二)及び(三)に當りませう。文化中七十九人あつたと申します。平名主は代官支配から町方支配に轉じた新町名主とありますから、これは熊井説の(四)に當ります。それから最後の門前名主といふのは延享二年町方に加はつた寺社門前町家の名主で、熊井説の(五)とも相違するやうに考へられます。

以上四種の名主は勿論私の分類で、町奉行所の眼からいへば一列に名主ですが、由緒門地を貴ぶ幕府時代のことですから、何といつても草創名主が自ら一番威權が強い。彼等は年頭の御禮として御城へ上る、町奉行交代の節には第一番に御目見をする、自分が役儀を退職する時は悴へ跡役を仰付けられたいと願書を上ける、外の名主は退役願は自分ですが、跡役願は當人から願ふことは出來ませぬ。

古町名主の威權は草創名主につぎ、之も年頭には御城に上ります。草創名主は自分の住んで居る地面は、沽券狀もない古い時代から自分の所持であるといつて威張つたさうです。(四)

(一) 熊井理左衛門外二人書上(市中取締類集名主取締之部三)

(二) 江戸町奉行の事附與力同心町年寄役人等の事小宮山綏介(法制論纂一一三六頁)

(三) 草創名主共名前書(市中取締類集名主取締之部二)

(四) 草創名主共之儀申上候書付 浅草平右衛門町名主平右衛門外四人(同上)

(四) 名主の職務 (一) 御觸申渡の傳達 (二) 人別改 (三) 火の元取締

職權の濫用

天保十二年十一月三日、北町奉行遠山左衛門尉景元の役所に於て、市中取締掛名主三十一名を任命し、同時に町年寄への沙汰に、近來町々名主共の風儀悪しく、如何の風聞がある。今般厚き御趣意を以て、風俗改正を仰出され、既に市中取締掛名主をも任命した上は、此の後御觸申渡等の不行届とならぬやう、人別改方、忠孝奇特者の取調、火の元の取締等を精々申諭し、名主中格別出精のものには褒美を申立て、身持正しからぬものには退役を命じ、跡支配を三五年間組合名主中出精なものに申付け、元名主の行狀改らば歸役を命じ、代々役の家名に離れざるやうの取計方をあらん、其の外御用辨の適否勤務の精不精を糺し、得と褒貶を申立てる等、三名協力して惣名主の風儀を一洗し、市中の取締を行届かしめるやうにとあつた。(一) そこで町年寄は之に對する請書を上ると共に、惣名主を組毎

に呼出し、別紙の通口達致したいと、案文(二)を添へて差出し、許可を得たが、右案文中に惣名主は身分を慎み、役儀を出精して、專一に左の箇條を守るべしと前書して、

一、御觸申渡等行届かず、當座限となりては、以の外町役人の越度たるにより、得と念を入れ、觸達方の市中端々まで行届くやう取計ふこと。但し、月行事持の場所は附近の名主より精々注意すること、

二、人別改取締は専要の箇條であるから、自今別して精密に取調べること、

三、忠孝奇特者の取調を充分にし、火の元を嚴重に申付け、總べて支配内を取締ること、
の三箇條を擧げてゐるが、之は町奉行から町年寄への汰沙書に見ゆる箇條と全然同一で、名主の專一に心得べき箇條と認められます。

御觸や申渡の通達方は、番組制定以前に於ては、日本橋最寄の名主を町奉行所又は町年寄役所へ呼出して、惣町中への通達を命じたが、番組制定後は、一番組・二番組・四番組を小口ヨグチと稱へ、一番組二番組より北の方十組及び新吉原町へは一番組二番番から、四番組より南の方八組及び品川町へは四番組から通達をする、總べて三組で惣組の世話をすることとなつた。尤も北の十一番組と南の五番組も小口に准ずる勤方をしますが、眞の小口といへば前記の三組に限り、三組名主中に年番を立て、之が町奉行所なり町年寄役所なりに出頭して御用を承る。南北小口年番といふ名稱は公文書によく見えます。寛政度の肝煎名主、天保度に世話掛名主、又は市中取締諸色掛名主といふものが、各番組に一兩人づゝ出來し、月番を以て御用を承ることもあつたが、惣町中への通達ものは、依然三組でも致しま

した。それから、三組は惣町中への通達を取扱ふばかりでなく、調物を命ぜられて奉答することもあります、諸色元間屋が日本橋附近に多いので、諸色調の御用筋などは三組で取扱ふのが便利であつたからです。(三)

御觸申渡は先づ小口年番名主又は市中取締掛名主に渡され、大切な場合には其の請書を取り、それから各組の名主——名主なき場合には月行事——に廻され、名主月行事から支配町中の家持・借屋・裏々まで洩れなく通達せられるのが順序ですが、さう未々まで充分に行渡つたかは疑はしい。御觸の副書に「右之通從町御奉行の仰渡候間町中家持借家店借裏々迄不洩様早々可打觸候、何年何月何日、町年寄役所」といふ極文句があるだけ、却つて疑はしく思はれる。時としては發布の法令に對し、特に命じて、家主の連判や、店連判といつて地借・店借の連判を取ることもあり、又自身番屋へ大書して貼出せと命ずることもあつた。忠孝奇特者の賞與は天保改革中頻繁に見えますが、其の申渡の末尾には必ず「右之通何年何月何日於_ニ何番所_ニ被_ニ仰渡_ニ候、勸善之教示にも相成候間、自身番屋に張置候様可致事」とあります。(四)

人別は毎年四月に改め、人別帳は名主方に預置く仕來でしたが、改方粗漏のため年齢印形の相違するもの多く、且四月より翌年四月迄の出入は、出入人別^{デイリ}と稱へ、家主限に人別を記すため、種々紛らはしい處置があつたので、天保十四年三月に至り、精細な人別改令が發布されました。即ち家主方にて店子並びに家族・召使・同居人に至るまで、生國・菩提所・年齢等を巨細に記入して名主へ差出し、猶一人別に名主方へ呼寄せ、判元を見届け、人別帳に調印せしめた上、兩役所へ一通宛を差出し、名主方

へも一通を取置き、名主方の分には改後の存亡嫁娶の増減は勿論、同居人の出入等まで委細に記入し改印は其の段を届出の上にて調印せしめ、九月に至り町奉行所より四月差出の人別帳を下付して貰ひ、之に一切の異同を記入することと定めました。天保の人別改革令は地方から江戸に出稼をする者を防ぐ、農村が徒らに荒廢して都會に人口の集中する弊を匡さうといふ意味から、厳しい取締となつたので、委しいことは先年書きました「天保人別改令」(五)に譲つて、こゝには省略します。

火の用心の觸書類は定例臨時のものが煩らしい程澤山ある。毎年十月朔日から翌年の三月晦日までは、町々の木戸を夜四ツ時〆切り、四ツ時以後に通行の者があれば、番屋番屋で拍子木を打つて送る。木戸の無い場所は竹矢來に入口を附け、木戸同様に取計ひ、番屋には家主に限らず裏店の者でも人數を増して詰め、失火があれば早速消すやうにせよとは、天明七年(一七八七年)の觸書に見え、以後同様の町觸が屢々反復されて居る。一體自身番屋は家主自身が番をするから自身番屋といふのですが、大抵は賃錢を出して日雇を置く。然るに番人は晝間は銘々の家業があるので相應に草臥れ、自ら夜番が疎になる。是等は町役人一同の不埒であると寛政八年(一七九五年)の觸書で戒め、また文政十二年(一八二五年)三月神田佐久間町の大火灾があつたので、翌天保元年には特に火の元の注意を促してゐますが、天保十三年十月には前記の三令を合叙し、右の趣を町中一人別に申聞けよと嚴命した。

(六) それから萬一出火があると、支配町々の火消人足を連れて出場し、其の筋の指揮を受けて、人足共の駆引を勤めるのが名主の仕事の一つです。

以上の外にもまだ名主の仕事は澤山あります。名主の居宅は玄關構で、其の玄關で支配町々に起つ

た紛議を勧解する。當座の喧嘩口論の類は大抵名主の玄關で決着してしまう。金銀出入等について出訴する者があれば、訴状の裏書に「雙方名主・家主・五人組立會相濟すべし云々」といふ文句が認められる。訴人及び相手方の名主はどうしても該事件に關與して、無事解決を計らねばならぬ。幸に名主以下の調停で圓満に治れば願下となり、治らねば吟味の上裁判となるのです。金銀出入ばかりでなく、一切の出入及び出願は名主の奥印が無ければ奉行所で取上げぬ。下から上へ達する諸願出入事も、上から下へ命ずる御觸申渡も、すべて名主の手を経ねばならぬ故、名主は屢々町奉行所に呼出されます。が、その節は勿論名主自身出頭する、病氣で出頭しかねる場合には、組合名主の某を名代に頼むか、或は悴を差出す、外に御用があつて差支るといふ場合には、其の旨を斷つた上、名代の者を出さねばならぬ。(七) 又町内の諸入用は寛政度の町法改正申渡書を規矩とし、無益の入用のかゝらぬやう、名主の手で家主共の書出す勘定書を検査せねばなりません。數へ立てるに名主の仕事は多種多様で、從つて隨分權威がある、その權威を利用して私利私慾を計つた名主も少くない。左に掲ぐるは其の一例です。(八)

弘化元年(一八四四年)十二月、淺草向柳原の町會所の門前に捨訴があつた。六番組加賀町外九ヶ町の地町家主一同として、支配名主平四郎の不都合を訴へた書狀で、南北兩町奉行及び町會所役人宛である。訴狀の内容は平四郎は(一)規定の役料の外、臨時増役料として取立てた金貳拾餘兩を、名義を變へて只今も尙取集めて居る、(二)もと加賀町の往還にあつた自身番屋を自分の地内へ移し、地代を取立てるのみか、地主家主に無沙汰で勝手に建築を命じ、(三)自身番屋に詰めて居る町内抱の人足を

私用に使役する等、萬事我儘勝手を振舞ひ、折角天保十二年町入用減法を仰出されたる甲斐も無い次第故、増役料を廢し、自身番屋を舊の形に往還へ引直すやう仰付けられたいと認めてあつた。そこで町會所掛與力から町入用減省掛廻方同心に命じて、風聞を探索させた所、一體平四郎は文化の末から加賀町外九ヶ町の名主役を勤め、六年以前に世話掛となり、天保改革中格別出精といふ廉を以て、木挽町五丁目上納地及び新肴場三郎兵衛請負地の當分増支配を命ぜられ、都合十二ヶ町を支配し、取締掛・諸色掛・繪類取調掛・人別掛・米方掛等を勤め、名主中でも福利の方であるが、訴狀に記載された事實は、調査につれて明白となつたので、町會所掛與力から北町奉行鍋島内匠頭直孝に上申に及び、結局平四郎は諸掛役を免ぜられ、木挽町五丁目上納地外一ヶ所の増支配を取放たれ、たゞの名主に下された。元來捨訴から起つたことといひ、縱令家主共を糺しても、長役たる名主の取計方勘定合等についてでは、宣加減の申立をして、容易に決着せぬだらうといふ内匠頭の考で、一方には平四郎に前記の處分を申渡すと共に、他方には町會所掛與力に、加賀町外九ヶ町の家主並びに組合世話掛名主共を町會所に呼出して、篤と押切帳を取調べ、將來の入用減省方・自身番屋の引移し方・地代等の儀を勘辨の上申付けるやうにと達しました。(九) これは勿論南町奉行跡部能登守良弼の同意を経て遺つたことですが、斯様な例はいくらでもあります。

(二) 天保十二丑年十一月六日町年寄へ申渡(市中取締類集名主取締之部一)

(二) 同十一月惣名主共へ口達案(同上)

(三) 南北小口年番名主勤方之儀調書(同上)

江戸の名主について (幸田)

熊井理左衛門外二人書上(同名主取締之部三)

(四) 御觸書集覽 二冊(刊本)

(五) 天保人別改令(三田學會雜誌第十卷第八號及び十二號)

(六) 天保十三寅年十月廿八日申渡(御觸書集覽第二)

(七) 同三月十八日申渡(御觸書集覽第一)

(八) 加賀町名主平四郎如何之取計有之増支配取放並諸縣役御免之儀調(市中取締類集名王取締之部四)

(五) 名主の世襲 退役及び繼承の手續 名主役の賣買 見立名主 支配離

名主は代々役即ち世襲で、親が病死又は隠退すれば悴が嗣ぎ、悴か無ければ養子が嗣ぐ。兄から弟へ引継ぐのもあります。繼承者が幼年だと組合名主或は親類が後見に立つ。退役も相續も町年寄方へ出願し、町奉行へ言上の上申渡すので、御仕置等でなくば名主一代限で退轉といふことは斷じてありません。此の點は大阪や京都の年寄と大いに相違する。大阪や京都では年寄は選舉で、一定の家業を持つた者が選ばれて年寄を勤めるのだから、大抵或時期かくれば、病氣其の他の理由を以て退役してしまう。世襲といふことは断じてありません。江戸も最初名主を見立てる時は、町中の町人が集つて定めたこと、考へられる。選舉によつたか、相談によつたか、兎に角一同が同意して名主を見立てたのであらう。大阪や京都は始終此の仕方を繰返し、江戸では一たび名主を見立てた以上は、後は世襲となつてしまつた。

名主が病氣で退役しやうとする時には、退役願を認める、(一) 病氣で役儀が勤めかねるから、名主

役を御免下さいといふ意味で、願主の名前の次に右願の通相違無之、町人共一同よりも願上げると奥書して、支配町々の家持家主が惣連印で、宛名を町年寄衆役所とする、若し名主に肝煎役とか世話掛とかいふ掛役があれば、別に掛役の御免願(二)を本人一判で差出す。さうしてそれと同時に跡名主役(三)願を差出す。これは支配町々の家持家主が願人になつて、新規に名主を仰付けられたいと希望する者の名前・年齢・前名主との關係・所有の家屋敷の間口・奥行等を記す。若し現在家屋敷を所持せぬ場合には、之を買求め得るだけの預金があると記せばそれで宜しい。草創名主に限り、跡名主役願も悴へ仰付けられ下されたいと、當人より願出で、それに支配町人が連印をする仕來です。又町奉行代官兩支配の町々ですと、先づ代官へ願出で、代官が承知の上、手附手代から新舊名主の更迭につき照會狀(四)を町年寄宛に出す。門前地拜領町屋敷ですと寺院又は拜領者から照會狀を添へます。町年寄役所では組合名主に命じて、新に名主たるべき者の身元を調査せしめ、其の復命を待つて町年寄が本人に面會し、一件書類に町年寄自身の意見を添へて月番の町奉行所に進達する。組合名主の身元調査書には何某儀は今迄御咎を蒙つたことが無いといふ定文句がある。また町年寄が本人に面會することは必ず行つたとは見えませぬ、親から悴に譲るやうな順當の場合には無くて済んだらしい。町奉行所では市中取締掛與力が町年寄の意見書に小紙片を貼附し、それに自分の意見を記して町奉行へ差出す。之を鰯付ヒレヅキと申しますが、書類は更に向方即ち非番の町奉行所にまはり、其所の市中取締掛の鰯付、町奉行の承認を経て、今度は最初書類を請取つた町奉行所から町年寄へ許可の旨を通じ、町年寄から前名主の退役跡名主の任命を申渡すと、町中及び新名主は之に對して一紙の請書(五)を差出すといふ順

序です。名主が幼年なら後見人の住所名前本人との關係を跡役願に書加へる事は勿論のことと、幼年の名主が一人前になり、もはや後見を要せぬ時は直勤願を出します。

以上は極めて順當な場合を申したのですが、總べてがさう簡単には行かない。天保十四年十七番組深川猿江町上大島町兩町支配名主茂左衛門は病身につき退役、跡名主役は御作事方支配大鋸棟梁櫻井粒藏次男勘助が従弟に當るから、同人に之を勤めさせたいと、右茂左衛門勘助並ひに親類支配町々家持家主共より組合名主に相談に及んだ所、組合名主から故障が出た。その大要は現名茂左衛門は去々年名主役を仰付けられたもので當年十七歳である。まだ若年で病氣でもない茂左衛門が、病氣と稱して退役を願出づるといふのは第一の不審である。又跡相續をしやうとする勘助は、櫻井粒藏の次男ではなく、大鳥屋勘助といふ者の悴で、父勘助は先年死亡し、當勘助は母方の伯父に當る櫻井粒藏が靈岸島長崎町に所持する地面の家主を勤め、其の後妻の續合で船松町一丁目吉右衛門店廻船屋中川屋富次郎方の店預人となつた所、入組んだ事情があつて、富次郎の父平七即ち現在の舅から北御番所へ訴へられ、漸く先月半頃内濟となつた位である。右體身持宜しからざる者が名主役を勤めては、組合の取締上にも影響を及ぼすであらう。元來今度の事件は上大島町家主三右衛門が名主茂左衛門を蔑にし、同人の勤むべき町用筋を一手に握り、身儘勝手を遂げやうとの企から起つたことであるといふ意味で、證據物として、富次郎の出入済口證文寫を添へて申立てた。かうなると町年寄も一存に決しかねて、取計方を町奉行所に伺出で、町奉行所からは穩密廻を派遣して風聞を探索せしめた所、一體猿江町上大島町は家主の權強く、名主役度々變更したこと、茂左衛門は銀座々人飯塚太四郎の次男で、

之を見立名主としたは三右衛門の口入であつたため、三右衛門は常に自儘の取計をなし、茂左衛門も自然名主役を忽にしたこと、勘助は妻の父なる平七と出入に及んだ程にて心底宣しからざる者なること等、悉く分明となり、結局同年十二月町年寄から十七番組名主に茂左衛門は退役すべき程の重病にあらず、又勘助身元は紛はしき趣相聞ゆるにより、同人へ跡役願出の儀は成り難しと申渡し、同時に組々世話掛名主に對し、名主の跡役跡又は見立名主を支配町中より願出づる際、株式同様の仕方で譲渡する惡風があるから、充分注意するやうにと申渡した。(六) 之は穩密廻が茂左衛門一件につき風聞書を上ると共に、名主役を株式の如く譲渡す弊風があると上書したのが原因で、畢竟名主役が世襲である所から株式同様に心得て賣買するに至つたに相違ありません。

世襲の名主役と雖も、時として斷絶することがある。例へば罪あつて名主役を免ぜられるやうな場合で、其の町々は一時組合持となるが、新に名主を見立て、町中から出願すればまた名主支配となる。月行事持の町々で名主を出願するのも同様な手續で、これを見立て口名主といふ。専任の名主を置かず、某町の名主の支配に加はれば、これを附支配といふ。町々を名主支配の下に置くのが町奉行所本來の方針ですから、見立名主の願(七)にしろ、附支配の願(八)にしろ、容易に聞届となるが、それと反対に町内と名主と不和になり、町内から支配を離れたいと言出した場合に、若し双方の間に穩に話が付けば幸であるが、(九) 意見が纏れて出願に及ぶと、大分事が面倒になる。先づ町年寄から組合名主に命じて兩者の間を調停せしめ、それでも纏まなければ町奉行に伺濟の上、分離を許す。下谷御切手町の如きは町内が二派に分れ、天保十二年一方は支配名主藤七から分離して組合持となり、一方

は依然藤七の支配を受けてゐたが、數年の後分離派は再び藤七の支配下に復歸した。(十) それから名主支配や組合持が月行事持となつた例も折にはあります。(十一)

(一) (四) 深川六間堀町名主退役願並同人預支配之分淺草新島越町名主外一人え申付候調(市中取締類集名主取締之部三)

(五) 永富町壹町目外六ヶ町名主勘次郎役儀御免並跡名主役願(同名主取締之部八)

(六) 深川猿江町名主茂左衛門退役願之儀並名主共退役願方取締調一件(同名主取締之部三)天保十四卯年十二月十四日由渡(同上、天保度御改正諸事留第九)

(七) 音羽町名主見立願(市中取締類集名主取締之部二)

(八) 新材木町名主附支配之儀に付町年寄伺(同上)

(九) 芝森元町外二ヶ町名主興右衛門熟談之上森元町の方支配離仕度願(同名主取締之部六)

(十) 下谷御切手町之もの共同所山崎町名主藤七支配に立戻旨願(同名主取締之部八)

(十一) 鎌谷道玄坂町外一ヶ町組合名主持之處月行事持致し度願調(同名主取締之部七)

(六) 名主の役料 名主の待遇 名主の賞罰

名主役を株式同様に賣買するのは何様といへば、名譽の位置であるからともいへるし、又相應の收入があるからともいへるが、恐らくは後の理由が主なるものであらう。大阪や京都の年寄は年寄役を勤めながら銘々の家業を營むことができるが、江戸では左様はいかぬ、名主は名主一方で他の業務を兼ねることは斷じて許されぬ。従つて役料を貰はなければ生活が覺束ない。大阪の年寄は袴搗料ハカマズリレウといつて極めて輕少の手當を貰ふだけだが、江戸の名主は役料を主なる収入としてゐる。此の

役料があるために名主役の賣買も起つたものと考へられる。

名主の役料は町々によつて區々です。鳥居甲斐守の書狀に、「一町七拾兩位より貳兩貳分まで有之取極兼申候」(二)とあるのは、極く大體の話で、必ずしも金極のみでない、銀極もあれば錢極もある、金銀併用、金錢併用、甚しきになると金銀錢併用もある。例へば十四番組駒込片町の役料は金貳拾貳兩銀六匁貳厘六毛錢二十二貫三百五十貳文とあります。名主役料書上と題する二冊の寫本は、江戸の惣名主が支配下の毎町より得る役料を番組毎に届出でた書付を集めたもので、卯十二月とあるばかりで生憎年號が分らないが、それを見ると、役料の外に筆墨料・手代給として若干の金額を極めてゐる町々もあれば、役料・筆墨紙・并びに手代給を合して金額を極めてゐる町々もある。それらは大抵場末の町々で、役料の錢極も亦場末の町々に多い。恐らくは是等の町々は御府内加入以前即ち代官一手支配の時代の風を残したものでせう。

名主の役料は町々で高下があるのみならず、支配の町數も多少がありますから、名主の役料總計高は申すまでもなく區々で、多い分は一番組大傳馬町の名主勘解由の金三百一兩三分と銀十二匁で、之は特別です。大體は百兩以下で、百兩以上は數へる程しかない。少いのになると二十番組四谷大宗寺門前名主昌之助金五兩壹分貳朱と銀五匁二分六厘、十九番組澁谷長谷寺門前名主四郎兵衛金六兩錢五貫九百貳拾壹文などゝいふものもある。併し町から差出す役料全部を加へて名主の頭數に割付ければ七十兩にはなる見當です。此の役料は何から出るかといふに、其の町々の小間に割當てる。小間とは稅を掛ける標準で、間口一間を一小間とします、町家の奥行は二十間が通例ですが、町によつては必

ずしもさう甘く町割が出来てゐないので、二十坪を一小間と見る町々もあります。

役料の外にも名主には若干の収入がある、例へば家屋敷の賣買がある場合には、間口并びに代金にかゝはらず、御禮として銀二枚を受納する。其の外家督相續・後見の披露・家質の肴代等色々あります
が、要するに名主の主なる収入は役料に相違ありません。

名主に與へられた特別の待遇としては、年頭に町奉行所の玄關から上り、町年寄侍座の上で町奉行に拜禮する。平日は繼上下着用で、出者デモに附添ひ、白洲に出頭する、其の時は町役人共一同の席に坐し、別段階級とは無い。又町奉行が代ると御目見をする位のものです。(二) 草創名主古町名主は年頭に御城へ出るが、これは普通の名主には無いことです。

名主は苗字を稱へない。草創名主といへども獻上物の名札に苗字を記すことは、安永七年(一七七八年)から禁じられてゐます。御用達を兼ねるものは御用達として苗字を名乗りますが、名主として名乗るのではありません。町鑑の類に名主の苗字を書いてありますが、之は私事で、公に許された譯ではない。名主で一代限苗字を許されたのは十七番組深川熊井町名主理左衛門、十五番組牛込改代町名主三九郎、十四番組小石川金杉水道町名主市郎右衛門の三人です。理左衛門は三十四年、三九郎は三十五年、市郎右衛門は二十五年間名主役を勤め、年來名主共にて取扱ふべき御用向を主として取計ひ、殊に天保改革につき、市中取締掛・諸色掛等を命じたる所、日々早朝より御番所へ出頭し、格別出精につき、勘定所御用達・町方御用達町人・并びに在方名主、其の身の勤功により苗字を差免されたる例に見合はせ、右三人へ其の身一代苗字を差免し、惣名主上席を命じ、猶相應の場所を見立てゝ増支

配を申付け、名主共一同の獎勵としやうといふ鳥居甲斐守の意見が、老中水野越前守忠邦の許可する所となり、天保十三年十二月始めて苗字を許された次第です。(三) それから理左衛門は熊井、三九郎は石塚、市郎右衛門は鈴木を名乗り、仲々羽振がよかつたのですが、安政三年(一八五六年)十二月不都合の次第あつて三人共同時に苗字取上名主役召放を命ぜられました。(四)

名主の褒貶黜渉の多かつたのは寛政と天保とで、退役・組替・支配増などが頻繁に行はれたが、之は一方には市政刷新といふ意味があつたからで、平常なら五十年以上勤續の名主に銀三枚の褒美がある位のものです。天保十一年五番組鈴木町名主源七勤續五十一年、四番組吳服町名主三郎右衛門勤續五十一年、天保十四年十二月神田佐久間町名主源太郎勤續五十一年の兼を以て前記の賞與を受けました。(五)

寛政度に於ける名主の製貶黜渉は南町奉行池田筑後守長恵の取計です。筑後守は九番組の名主五人即ち芝田町名主徳三郎・同西應寺町名主佐左衛門・同三田町名主惣左衛門・麻布飯倉町名主兵庫・同宮下町名主平十郎に退役を命じ、其の明跡に坐はるべき名主及び四十年以上勤續につき褒美を與ふべき名主の氏名を選定し、老中松平越中守定信に伺濟の上、寛政二年十月、北町奉行所御内寄合へ惣組の年番名主を呼出し、次の如く申渡した。曰く、元名主徳三郎跡は三番組淺草輒訪町名主治左衛門に、元名主佐左衛門跡は十五番組赤坂田町名主惣次郎に、元名主惣左衛門跡は十四番組小石川原町名主小兵衛實父拾甫に新規支配附を命ずるを以て、銘々組替いたし、治左衛門・惣次郎支配の元町々は各、姓を以て名主役を相續致せ。上柳原町名主善三郎・神田同朋町名主太郎右衛門兩名は、前記三名同様推奨

するに足る者共なれども、元名主兵庫及び同平十郎の名跡は役料も少きを以て之を下されず、特に銀二枚宛を賜ふ。右場所に於ては新に相應の人柄を見立てゝ名主役を願出づべし。芝神明町名主孫右衛門外七人は四十年以上勤續せるを以て、褒美として金貳百疋宛を賜ふ云々と。(六) 四十八名の肝煎名主を任命したものと同時です。

此の申渡により、元名主兵庫・同平十郎の名跡は見立名主をしたのですが、どうも甘く治らないので、附近の名主共へ割付になりました。然るに文化元年(一八〇四年)御法事の節、兩名共御赦になり、其の後身持も堅固である故、何卒歸役を命ぜられるやうにと、組合肝煎名主から願出で、同十三年(一八一六年)になつて名主役に復歸を命ぜられた。(七) 尤も其の支配町々は元の支配町々の一部分に過ぎなかつたが、兎に角また名主となることを得た。之を以ても名主の代々役といふ特權は餘程尊重されて居ることが分ります。今一つ近い年代の所で實例を挙げますと、弘化四年(一八四七年)一番組小綱町名主伊兵衛が寄場(ヨセ)へ出て淨瑠璃を語つたことが、世人の口の端に上り、穩密廻・定廻の耳に入つて面倒な問題となつた。さりながら伊兵衛は四十年も名主役を勤め、世話掛・市中取締掛・諸色掛・人別掛・米方掛・繪双紙掛・書物掛等の掛役を勤め、相應功勞もあるもの故、今回の不始末の罰として、掛役だけを免じやうといふ北町奉行鍋島内匠頭の意見でしたが、南町奉行遠山左衛門尉は、掛役を取放つのみで、當人か依然名主役に居つては、支配町々の取締とならず、且自然若年の名主其をして慎方を疎にさする基となるから、名主役を取放つ方が相當であるといふ意見で、とう〜〜伊兵衛は名主役を免ぜられました。併しそれと同時に跡名主役は悴の伊十郎に申付けられてゐます。(八) こゝらが舊幕時代

に於ける殺活自在の遣方です。

天保の改革は最初に享保寛政の治に復するを目的とすと宣言してゐますが、天保十四年七月に行つた名主の黜渢は、憚に寛政二年の黜渢を手本としたものです。即ち前に一代限苗字を許した熊井理左衛門に二番組堀江町四町分・同六軒町・堀町上納地、石塚三九郎に二番組新材木町・葺屋町上納地・新和泉町北側・堺町横町、鈴木市郎右衛門に二番組長谷川町・堀江町新道・田所町・岩代町の當分新規支配を命じ、勤方によつては永々の支配を申付くるを以て出精すべしと申渡し、元の支配町々は悴共へ跡名主役を申付け、三人に引續いて出精なる十七番組深川六間堀町名主八左右門外八名にそれゝ當分増支配を、又同組深川中島町名主久右衛門には支配町々の中一旦上地となりし分の永支配を命じ、十六番組本所縁町名主長兵衛外五名には銀二枚宛を、七番組南八町堀名主清左衛門外二十八名には賞詞を賜はりました。(九) 名主の賞罰黜渢は隨時にあるのですが、以上兩回が目立つて多數ですから、それを標本的にあげた次第です。

(一) 及び(二)名主役勤方自身番屋等之儀に付調(市中取締類集名主取締之部二)

(三) 深川熊井町名主理左衛門外二人苗字御免其外矯勤致し名主共譽置等之儀同一件(同上)

(四) 鈴木傳考異二(山房札記二五三頁)

(五) 町年寄井名主諸願申渡御褒美

(六) 寛政二戌年七月町々名主共之儀に付申上候書付(市中取締類集名主取締之部二)

同九月茂田町德三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉伺候書付(同上)

同十月六日申渡(同上、正事集第六十八)

(七) 文化十三年三月二十九日申渡(市中取締類集名主取締之部三)

(八) 小綱町名主伊兵衛如何之風聞有之候に付調(同名主取締之部七)

(九) 天保十四卯年七月町々名主共之内増支配等申付候儀申上置候書付(同名主取締之部三)

同七月六日申渡(同上、天保度御改正諸事留第九)

(七) 名主の番組別

上文に幾度か何番組何町名主といふことを繰返しましたが、此の何番組といふのは名主の組分です。名主の組合は享保七年(一七二二年)以前にもあつたが、當時は單に地理上から區別して、日本橋北組・合・同中組合・同南組合・神田組合・芝組合(一)などと稱へてゐた所、同年になつて始めて一番組から二番組三番組と、順を追つて十七番組まで番組を立てるやうになつた。之は南町奉行大岡越前守忠相が町年寄奈良屋市右衛門に、名主の人數を減少するやうにと沙汰したのが發端で、越前守下命の趣意は、近來名主多人數にて、中には不埒な者も居り、町入用も多く掛る故、向後新規の名主の出來ぬやう、從來の名主の中で病死又は退職する者があつたらば、隣町名主の支配に附けよといふのです。併しそれでは現在の名主は皆一代限となつて、跡を實子養子に襲がせることも出來ず、老年病身に及んで本人及び妻子までの難儀となり、又他方には名主により支配下の町々が俄に増加して、御用向の抄取り兼ねる分もあらうから、從來の通名主病死又は退隱の跡は、悴又は養子にて相續することを許されたい、就いては名主共にて組合を立て、互に申合はせて町入用の掛らぬやう精々注意し、萬一不埒の名

主もあらば、仲間にて吟味し、其の上にて御番所へ申上げるやうに致さうといふ相談で、同年六月名主一同申合箇條書を作り、市右衛門の手を経て右の次第を越前守へ言上し、漸く名主人數減少の件は沙汰止となつた。そこで二百六十三人の名主が最寄々で組合を作り、一番組から十七番組までを立てた。(二) 以上は正事集といつて、江戸の町觸や申渡を集めた正確な史料によつて知り得た事實ですが、一説には一番組から十八番組まで同時に出来たとあります。(三) 今正事集に見ゆる十七番組の名主二十一人の住町を調べて見ると、後の十七番組及び十八番組に屬してゐる町名が見える、言換へれば享保七年の十七番組が分れて十七番組及び十八番組となつたので、其の分離の年月が不明といふだけです。それから延享二年に寺社門前町屋を残らず町方支配とし、それ等の名主共を一番組乃至十八番組へ組込んで見た所、何分場所が掛隔つて組込めぬ分があるので、別段に組合を立てたいと願出で、寛延元年(一七四八年)に十九番組、同二年に二十番組が出来上り、組數合計二十一となり、幕末まで其の儘でした。又番外二組即ち新吉原町と品川町とはいつから番外と名乗つたか判然しませぬが、天明五年(一七八五年)の書類に「品川組の内品川寺門前」、または「番外新吉原江戸町一丁目」(四)と見え、寛政二年(一七九〇年)の書類に「町中惣名主一番組より二十一番組并に番外共都合二百六十人程有之」(五)とありますから、天明寛政頃には既に番外と稱へられて居つたものと言へます。

(一) 及び(三) 南北小口年番名主勤方之儀調書(市中取締類集名主取締之部二)

熊井理左衛門外二人書上(同名主取締之部三)

(二) 享保七寅年四月七日同七月八日申渡(正事集第十八)

江戸の名主について (幸田)

(四) 天明五年五月八日申渡(市中取締類集名主取締之部五)

(五) 寛政二戌年九月芝田町徳三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉伺候書付(同名主取締之部二)

(八) 名主の掛役 (一) 肝煎 (二) 世話掛 (三) 市中取締掛 (四) 諸色掛

名主の番組別は享保・寛延に出來たが、組合中不出精な名主があつても、教誡の任に當る者も無く、さりとて町奉行所の方でも別段懲罰を加へることも無いので、出精な名主までも怠勝になる、それではならぬとあつて、寛政二年十月斷乎として名主の黜渢を行ひ、又惣名主の取締として肝煎キモイリ名主を置くこととなつた。之は時の南町奉行池田篤後守の遣つた仕事で、篤後守の意見では、番組毎によく町内を取締り公務に出精な名主兩人づゝを撰み、肝煎と稱して其の組合の上席とし、組内の名主中に不行届の者が居れば、再三之に教諭を加へ、尙用ひば言上せしめ、何事によらず入組んだ事件は肝煎に相談して手限りにて解決し、公事出入を少くし、町役其の他の諸入用を減少するやう、名主共に於て心掛けたならば、町方取締に宜しからうといふので、時の老中松平越中守に伺濟の上、同年十月に至り、一番組品川町名主六右衛門等四十八名を肝煎名主に任命致しました。(二) 尤も四十八名中白金臺町名主半四郎は十番組及び十九番組の肝煎を兼帶しましたから、實際は四十七名です、一説に寛政度諸政改正の砌より、惣町中へ達物タツシモノ又は御尋筋等にて、急速の御用が多くなつたので、肝煎名主を命ぜられ、急速の御用は其の組の肝煎共へ仰付けられたが、惣町中へ惣達の儀は小口の肝煎共に重に仰付けられ、たとあります。(二)併し之は各番組に肝煎が出來た結果であつて、肝煎の出來た原因では

ないと考へます。

然るに文政六年（一八二三年）になり、向後肝煎名主の中で退役するものがあつても補缺しない、即ち減切にするといふ命が出ました。（三）之は寛政度起立以來、追々宣しからぬ事共多きにより、肝煎を廢止しても差支なきや否やといふ問題を生じ、廢止は強ち差支なしとしても、肝煎中には實體に勤め、御用に立つものも多くあるから、一概に廢止するは穩でないといふ議論が勝を占めた結果、減切となつたのです。宣しからぬ事共とあるのは、何をしたか判明しませぬが、名主上席といふ地位を利用して、私利を營んだり、甚だしきは支配外町々の公事出入にまで口を出したやうです。兎に角肝煎は減切申渡後、退役病死等にて段々人數を減じ、残つて居る分も町奉行所で重要視せぬがため、一般の名主と敢へて違ふ所のないものとなつて仕舞ひました。

下谷小島町に淺草新堀常浚附屋敷と稱へ、六百五十七坪餘の地面一ヶ所があります。一寸不思議な名勝ですが、其屋敷の地代を以て淺草新堀の常浚を行ふといふ意味です。寛政九年（一七九七年）右屋敷は肝煎共寄合の入用筆墨紙等を支辨するため、彼等に拜借を仰付けられた所、文化十年（一八一三年）になつて觀世鐵之丞に拜領を仰付けられた。元來此の地所は觀世織部が拜領し、織部が家元を嗣ぐことになつて、一旦上地となり、それから肝煎の拜借地となり、觀世家には縁故のある土地ですから、今度鐵之丞に下されても、肝煎共に於て故障を申立てる筋もないのに、之に替る相當地面の拜借を肝煎名主共から願出でた。併し思はしい地面もないのに、拜借地の地代から、常浚入用其の外家守の給金等を差引き、實際の手取額に相當する金額を、町會所から交付することとなり、肝煎名主共に

年々金七十五兩を下渡されました。それが三十年も續いて、弘化元年（一八四四年）になつて御勘定所から下渡金を廢止したいといふ掛合書が町奉行宛に發せられた。（四）其の結果は不明ですが、當時肝煎名主は既に有名無實となつてゐたのですから、多分御勘定所の掛合通になつただでせう。

組合名主の取締であつた肝煎が無勢力になると、またソロ／＼名主の我儘不正が崩して來た。そこで天保元年（一八三〇年）同二年の兩度に、町年寄喜多村彦右衛門・奈良屋市右衛門・樽吉五郎の三名から北町奉行榎原主計頭忠之に宛て意見書（五）を差出しました。其の大意は、凡そ御府内の町人は、箇人としては身上の大小を問はず、家業を出精し、公人としては公儀の御法度を守り、時々の御觸事を辨へ、正路に渡世するを以て專要とする。併し御城下の廣大なる、愚昧にして不知不辨の裡に制禁を犯す者もあれば、是非の差別を存知ながら、私慾に走つて家名を失ふ者もある。善を勧め惡を懲らし又愚昧を教導するは名主共當然の職分といふべく、町々町人は支配名主の組下同様のものであるから、萬端名主に於て指揮進退すべき筈で、名主身分は輕からざる役目である。従つて名主は肩衣勤を許され、其の上古町名主は年頭御城内の御禮席へ罷出する程である。然るに近年名主其の中には、若輩にて御用向に熟せぬもの、惰弱にて公用町用の代人に打任せて顧みぬもの、遊興に耽り金銀に窮して支配下の町人に無心合戦を吹懸けるもの、甚だしきは偽物の沽券狀に捺印し、重き御仕置に處せられるものさへあつて、言語同斷の爲體である。故に番組毎に老分實體の名主一兩人を撰び、組合の世話に從事せしめ、又彼等をして時々會合協議して内外の取締を掌らしめ、沽券狀には繼紙を爲し、之に兩町奉行と町年寄との印形を加へて、不正を行ふ餘地を存せしめざるに如かずといふのでした。

町年寄の意見書については、南北年番與力及び北の吟味與力からそれ／＼調査書を上り、結局沽券狀に町奉行の印を捺す項は、全く新規の事柄故一先づ見合せ、追つて沽券狀の取締を制定するに決し、又世話掛名主會合の項を削除し、毎組兩三人宛の名主を世話掛とし、任期を三ヶ年程と定め、成績宣しければ延期し、不都合あらば早速中止すること、豫め居附地主共に申渡し、若し世話掛名主并びに町々名主に於て不正の儀あらば、封書を以て町年寄に訴出でしめることの二項を可決し、其の旨を主計頭から老中水野出羽守忠成へ伺出で、(六)之に依つて惰眠を食れる惣名主を警醒し、併せて町人一體の風儀を向上せしめんと計つた。さうすると出羽守から伺之通取計ふべしとの沙汰があつたので、主計頭は直ちに町年寄に命じて、世話掛に任すべき名主の名前を書立てさせ、三廻の風聞搜索年番方の調査を經て世話掛名主を確定し、別に居附地主惣代並びに世話掛名主への申渡案文をも作成し、萬端の準備が悉く整つたので、主計頭から改めて伺書を(七)出羽守に差出した所、出羽守の書取には、裏に肝煎名主を減切とし、ゆく／＼は肝煎を止むべしと申渡した。肝煎と世話役と名目は違へ、之を設くることは宣しくなからう。名主共の中不取締の者ある時に限り、相應の人物を撰んで當人を世話せしむるは格別、多人數組合の世話役を命ずることは無用とせよ。地主より封書を以て不正不評判の名主を訴出する件は伺の通(八)とありました。老中の意見が何故前後相違したか、相像すら困難です。

主計頭は老中の書に服従するより外は無いので、取敢へず毎組居附地主惣代一兩名づゝを召し、名主中に不正の者があつたら、封書を以て町年寄へ訴出でよと傳へました。然る處町年寄から、世話役の名目御聞濟成難き旨仰渡され、猶また申立つるは恐入ることではあるが、若輩心得違の名主共多

く、之を教諭して御用向に習はしそれば、自然町内取締の基になるのであるから、今一應御勘考を願ひたい。勿論人數を極めず、老分實體の者を撰び、年番にて組合内を世話せしめ、一ヶ年勤務の後、御用辨宜しきものは町會所掛年番同様勤續を申付けることに致したい。先づ初年に仰付けられたい者は之々であるといつて、前回提出した名前書に若干の訂正を加へたものを添へて、町奉行所に言上致しました。(九) 此の書面がどういふ詮議を經たか不明ですが、一番組本銀町名主惣藏等三十二人を召し、其の方共に來年十二月まで組内の世話を申付ける。若輩は勿論老分の名主たりとも、不正筋はいふに及ばず、身持不行跡又は奉行所へ出勤せず、町用を等閑にする者があつたら、篤と示談に及び、相用ひざる分は早々申立て、惇直質素の風儀の行はれるやう厚く注意し、町入用も無益の失費を省いて町々永續の基を失はざるやう出精せよとの申渡(十)がありました。時に天保二年十二月です。世話掛といふ名目をつけた公認的のものとするなら、老中へ伺出づる必要があつたでせうが、臨時的に單に世話を申付けるといふ丈なら、町奉行手限りで取計つて差支無かつたらうと思はれます。但し、翌年十二月町年寄から提出した勤續申渡の下調書には、(十一)既に世話掛といふ名稱を用ひてゐる。誠に其の邊の所は曖昧です。さて最初に世話掛を命ぜられた三十二人の身元を調べると、肝煎が十九人、肝煎見習が二人ゐる。これは當時殘存してゐる肝煎の全數ではありますまいが、其の大部分とはいへませう。以後毎年十二月、町年寄の調査によつて勤越即ち勤續を申渡す例で、人員は時々増減し、後には世話掛並ナミといつて世話掛に準ずるもののが出來、弘化元年の調(十二)に本役二十七人並十一人とあります。又天保十三年惣主上席を命ぜられた深川熊井町名主理左衛門外二名を定世話掛と稱へます。世話掛

名主の手當又は賞與のことは見當りません。

天保改革が始つてから、市中取締掛名主又は諸色掛名主といふ名稱が能く出て来る。市中取締掛は天保十二年十一月三日、北町奉行遠山左衛門尉の役所に於て、一番組安針町名主雄左衛門等三十一名に之を命じたのが發端で、(十三) 同時に町年寄に對し、名主の主として心得べき三箇條を示し、舊弊一洗を諭した。左衛門尉から南町奉行矢部駿河守に、市中取締掛名主を申付けたことの達書に、「兼て伺濟の通」とありますから、市中取締掛名主任命の必要を老中に伺出で、許可を得たに相違ないのですが、肝要の伺書をまだ見出しません。又諸色掛は一に諸色調掛ともいひ、市中取締掛同様、天保十二年を以て仰付られた(十四)といふことですが、一説には寛政三年(一七九一年)諸色掛名主六十二人を仰付けらる(十五)とあります。寛政三年三月本白銀町名主惣次郎外五十五人を北町奉行所に召して諸色調掛を命じ、錢相場に準じて諸色直段の引下を世話せよと申渡した事實、(十六)並びに天保十三年正月本町三丁目名主文左衛門外二十六人に南町奉行所に於て諸色取調掛を命じた事實(十七)はあります。が、寛政の諸色調掛が天保年間まで續いたか、同じ名稱の掛が、寛政と天保と兩度に出來たか、それを判斷する材料を持合はせません。

兩掛名主の仕事についても別段説明はありませんが、掛の名稱から判斷すれば、大抵見當がつきます。

即ち一方は御府内町人を公私の兩方面から取締る掛、一方は諸色直段の高下を調べて生活上の安定を計る掛で、之には掛分がある。例へば餅菓子・干菓子・傘ワケ下り・提灯・雪踏・管笠・草履は二番組堀江町熊井理左衛門外五名、板・材木・竹は同組新材木町石塚三九郎外六名、吳服・木綿・繰綿・打綿・繰糸・股引・

足袋・手拭は同組長谷川町鈴木市郎右衛門外四名(十八)といふ風に、分擔を極めて、他支配でも遠慮なく調査するやうにした。尤も時々掛分を變へてゐます。

市中取締掛と諸色掛とは、一人の名主で兩方を兼帶する者もあれば、一方のみの者もあつた。それでは却つて不便だといふので、天保十三年二月總べて兩掛を兼帶とした。當時の申渡(十九)に、市中取締掛新革屋町名主定次郎外十二人は諸色調掛兼帶、諸色調掛岩附町名主文左衛門外八人は市中取締掛兼帶、佐内町名主八右衛門は新に兩掛を命ずる、安針町名主雄左衛門外十七人は是迄の通兩掛兼帶たるべしとあります。之によつて在來諸色掛は二十七名、市中取締掛は三十一名あつた所、今回兩掛とも四十一名づゝとなつたことが分る。

市中取締并諸色掛は世話掛同様毎年十二月に勤越を申渡される。尤も世話掛の方は町年寄で調査して勤越を申立てるのですが、市中取締并諸色掛の方は町奉行所の直調です。人員は時々増減し、後には市中取締并諸色調増掛といふ名目が出來、弘化元年の調(二十)に本役四十七人増掛十八人諸色掛のみの分一人とあります。兩掛を兼帶する筈でありますながら、番外新吉原江戸町二丁目名主佐兵衛が諸色掛だけで居るのは、町柄によつたものと見るより外に、解釋の仕様がありません。

肝煎・世話掛・市中取締掛・諸色掛といふ風に掛役がいくつもあつては煩はしいから、肝煎世話掛の名目を廢し、一様に市中取締并諸色掛に振替へてしまふといふ説がありましたが、決定に及ばなんだやうです。併し實際に於ては、肝煎名主の多數は前に申した如く世話掛になり、又天保十四年末現在の世話掛三一名は悉く市中取締并諸色掛の中に含まれてゐますから、(二十一)肝煎・世話掛は有名無實と申

して宜しいと思ひます。

市中取締掛に手當といふものはありません。始めて掛が出来た年の末に、千疋の褒美が出でねます。任命以來月が浅いからで、其の翌年市中取締掛と諸色掛とが兼帶になり、年末に三千疋の褒美が出ましたが、之が例格となり、増掛が出来てからは、本役に三千疋、増掛に千疋を賜はることとなりました。

以上の外町會所年番・繪双紙掛・書物掛・米方掛・人別掛等の掛役がありますが、是等は極めて一局部の仕事を掌るものであり、又史料もまだ充分手に入りませんから、略して置きます。

(一) 寛政二戌年七月町々名主共之儀に付申上候書付(市中取締類集名主取締之部二)

同九月芝田町徳三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉伺候書付(同上)

同十月六日申渡(同上、正事集第六十八)

(二) 熊井理左衛門外二人書上(市中取締類集名主取締部之三)

(三) 天保二卯年四月町々名主共之儀に付奉伺候書付(同名主取締之部一)

(四) 惣町肝煎名主御手當之儀に付御勘定奉行より懸合(同名主取締之部四)

(五) 天保元寅年九月喜多村彦右衛門外二人書上(同名主取締之部二)

天保二卯年正月喜多村彦右衛門外二人書上(同上)

(六) (三)に同じ

(七) 天保二卯年六月町々名主共取締世話役申付者共并町入用の儀に付奉伺候書付(市中取締類集名主取締之部一)此の伺書後半は缺けて完からず。

- (八) 同六月二十九日覺(同上)
- (九) 同十一月名主共取締之儀申上候書付(同上)
- (十) 同十二月二十六日申渡(同上)
- (十一) 天保三年十二月組合世話掛名主勤越之儀申上候書付(同上)
- (十二) 弘化辰年十一月組々世話掛名前書上(同名主取締之部)
- (十三) 天保十二丑年十一月三日申渡(同名主取締之部一)、天保度御改正諸事留第九
- (十四) 南北小口年番名主勤方之儀調書(市中取締類集名主取締之部二)
- (十五) 取締之儀申上候書付 鈴木町肝煎名主源七(同市中取締之部二)
- (十六) 寛政三年亥年三月十二日申渡(正事集第六十九上)
- (十七) 天保十三寅年正月十七日申渡(天保度御改正諸事留第九)
- (十八) 去卯年十二月中諸色掛り譯被仰付候名前(市中取締類集名主取締之部四)
- (十九) 天保十三寅年二月十五日申渡(同名主取締之部二、天保度御改正諸事留第九)
- (二十) 弘化元辰年十一月組々取締諸色調掛名前書上(市中取締類集名主取締之部四)
- (二十一) 天保十四卯年十二月世話懸名主勤越並新規申付候調(同名主取締之部三)

同月市中取締并諸色懸差免又は新規増懸名主申付候調(同上)

本篇は本年一月東照宮三百年祭記念會に提出せる研究報告に若干の訂正を加へたるものなり。

幸田成友